

## 庁舎の整備手法分類

## 1 本庁舎を修繕して復旧(要耐震補強)

## (1) 現況延床面積で修繕し復旧する

$$\text{本庁舎}2,799\text{m}^2 + \text{庁舎北側}708\text{m}^2 + \text{議会棟}734\text{m}^2 = 4,241\text{m}^2$$

## (2) 現状不足面積を増やして修繕する

$$4,241\text{m}^2 + (\text{基準}10,146\text{m}^2 - \text{現況}8,120\text{m}^2) = 6,267\text{m}^2$$

## 2 本庁舎を適正な規模で建替える

## (1) 高度な機能を持った建物に建替える

## ア 必要な延床面積8,700㎡に増床して建替える

(ア) 現在の位置に建替える

(イ) 用地を購入して建替える

## イ 教育委員会・水道部も入れる延床面積10,000㎡で建替える

(ア) 現在の位置に建替える

(イ) 用地を購入して建替える

## (2) 必要最小限の機能のみを備えた建物に建替える

## ア 必要な延床面積8,700㎡に増床して建替える

(ア) 現在の位置に建替える

(イ) 用地を購入して建替える

## イ 教育委員会・水道部も入れる延床面積10,000㎡で建替える

(ア) 現在の位置に建替える

(イ) 用地を購入して建替える

## ウ 被災した本庁舎を4,825㎡で建替える

$$2,799\text{m}^2 + (\text{基準}10,146\text{m}^2 - \text{現況}8,120\text{m}^2) = 4,825\text{m}^2$$

## 3 既存の施設の利活用により補う

## (1) 既存の公共施設を利活用する

ア 現在避難している形態を維持する

イ 廃校舎を改修し庁舎として利用する

## (2) 民間の施設を利活用する